

法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続きを
応援します!



多くの方々にご利用いただいております!

面倒な相続手続きを
より速く!
より便利に!

未来につなぐ相続登記

不動産の
相続登記を
お忘れなく!

次の世代へのつとめです



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続きで戸籍書類一式の提出の省略が可能となります*。

*相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳細内容は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

法務省民事局